都市計画区域を次のように変更する。

名	称	都市計画区域に含まれる土地の区域	面	積	備	考
相模原都可	†計画区域	相模原、大の下して、大の下の、は、、、は、、、、、、、、、、	約11	, 027ha		

高根一丁目、高根二丁目、高根三丁目、田名、 田名塩田一丁目、田名塩田二丁目、田名塩田 三丁目、田名塩田四丁目、中央一丁目、中央 二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁 目、中央六丁目、千代田一丁目、千代田二丁 目、千代田三丁目、千代田四丁目、千代田五 丁目、千代田六丁目、千代田七丁目、並木一 丁目、並木二丁目、並木三丁目、並木四丁目、 東淵野辺一丁目、東淵野辺二丁目、東淵野辺 三丁目、東淵野辺四丁目、東淵野辺五丁目、 光が丘一丁目、光が丘二丁目、光が丘三丁目、 氷川町、富士見一丁目、富士見二丁目、富士 見三丁目、富士見四丁目、富士見五丁目、富 士見六丁目、淵野辺、淵野辺一丁目、淵野辺 二丁目、淵野辺三丁目、淵野辺四丁目、淵野 辺五丁目、淵野辺本町一丁目、淵野辺本町二 丁目、淵野辺本町三丁目、淵野辺本町四丁目、 淵野辺本町五丁目、星が丘一丁目、星が丘二 丁目、星が丘三丁目、星が丘四丁目、松が丘 一丁目、松が丘二丁目、緑が丘一丁目、緑が 丘二丁目、南橋本一丁目、南橋本二丁目、南 橋本三丁目、南橋本四丁目、宮下一丁目、宮 下二丁目、宮下三丁目、宮下本町一丁目、宮 下本町二丁目、宮下本町三丁目、弥栄一丁目、 弥栄二丁目、弥栄三丁目、矢部一丁目、矢部 二丁目、矢部三丁目、矢部四丁目、矢部新町、 矢部新田、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽 光台三丁目、陽光台四丁目、陽光台五丁目、 陽光台六丁目、陽光台七丁目、横山一丁目、 横山二丁目、横山三丁目、横山四丁目、横山 五丁目、横山六丁目、横山台一丁目、横山台 二丁目、由野台一丁目、由野台二丁目、由野 台三丁目、南区旭町、麻溝台、麻溝台一丁目、 麻溝台二丁目、麻溝台三丁目、麻溝台四丁目、 麻溝台五丁目、麻溝台六丁目、麻溝台七丁目、 麻溝台八丁目、新磯野、新磯野一丁目、新磯 野二丁目、新磯野三丁目、新磯野四丁目、新 磯野五丁目、磯部、鵜野森、鵜野森一丁目、 鵜野森二丁目、鵜野森三丁目、大沼、大野台 一丁目、大野台二丁目、大野台三丁目、大野 台四丁目、大野台五丁目、大野台六丁目、大 野台七丁目、大野台八丁目、上鶴間、上鶴間 一丁目、上鶴間二丁目、上鶴間三丁目、上鶴 間四丁目、上鶴間五丁目、上鶴間六丁目、上 鶴間七丁目、上鶴間八丁目、上鶴間本町一丁 目、上鶴間本町二丁目、上鶴間本町三丁目、 上鶴間本町四丁目、上鶴間本町五丁目、上鶴 間本町六丁目、上鶴間本町七丁目、上鶴間本 町八丁目、上鶴間本町九丁目、北里一丁目、 北里二丁目、古淵、古淵一丁目、古淵二丁目、

古淵三丁目、古淵四丁目、古淵五丁目、古淵 六丁目、栄町、相模大野一丁目、相模大野二 丁目、相模大野三丁目、相模大野四丁目、相 模大野五丁目、相模大野六丁目、相模大野七 丁目、相模大野八丁目、相模大野九丁目、相 模台一丁目、相模台二丁目、相模台三丁目、 相模台四丁目、相模台五丁目、相模台六丁目、 相模台七丁目、相模台団地、桜台、下溝、新 戸、相南一丁目、相南二丁目、相南三丁目、 相南四丁目、相武台一丁目、相武台二丁目、 相武台三丁目、相武台団地一丁目、相武台団 地二丁目、当麻、西大沼一丁目、西大沼二丁 目、西大沼三丁目、西大沼四丁目、西大沼五 丁目、東大沼一丁目、東大沼二丁目、東大沼 三丁目、東大沼四丁目、東林間一丁目、東林 間二丁目、東林間三丁目、東林間四丁目、東 林間五丁目、東林間六丁目、東林間七丁目、 東林間八丁目、双葉一丁目、双葉二丁目、文 京一丁目、文京二丁目、松が枝町、御園一丁 目、御園二丁目、御園三丁目、御園四丁目、 御園五丁目、南台一丁目、南台二丁目、南台 三丁目、南台四丁目、南台五丁目、南台六丁 目、豊町、若松一丁目、若松二丁目、若松三 丁目、若松四丁目、若松五丁目及び若松六丁 目地内

理 由

二級河川境川の改修に伴う行政境界の変更により、都市計画区域を変更するものである。